

高根沢町ペタンク用具貸出要領

(目的)

第1条 いちご一会とちぎ国体のレガシーを継承し、高根沢町の地域振興とスポーツ振興を目的に、子どもから高齢者まで年代を問わず楽しめるペタンクの普及を図るため、高根沢町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管するペタンク用具（以下「貸出用具」という。）の貸出方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 高根沢町内の自治公民館を貸出しの対象とする。

(貸出用具)

第3条 貸出用具は下記の用具一式とする。なお、1館あたり1組の貸出しとする。

- (1) 屋外用ボール 670g 6個
- (2) 屋外用ボール 680g 6個
- (3) ビュット 4個
- (4) サークル 2個

(借用申請)

第4条 借用を希望する自治公民館（以下、「借用申請者」という。）は、事前に高根沢町教育委員会事務局生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）に電話等で借用の可否を問い合わせ、借用が可能であるときは生涯学習課窓口にて申請するものとする。申請は借用申請書（様式第1号）にて行うものとする。

(申請期間)

第5条 申請期間は原則として借用日の1カ月前から3日前までとする。

(貸出決定)

第6条 前条の申請があった場合、教育委員会は問題がないと判断した場合は借用申請者に対して貸出しの決定を貸出決定通知書（様式第2号）により通知する。なお、貸出しを決定するときは、申込みの順序による。

(貸出決定の取消し)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出決定を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反した場合
- (2) 破損等により使用することができなくなった場合
- (3) 災害やその他の事故により、使用することができなくなった場合
- (4) その他、教育委員会が不相当と認める場合

(裏面へ続く)

(貸出・返却場所)

第8条 貸出・返却場所は生涯学習課窓口とする。

(搬送)

第9条 貸出しに伴う搬送は、借用申請者が行う。なお、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに行うものとする。

(貸出期間)

第10条 貸出期間は貸出日・返却日を含めて6か月以内とする。なお、貸出決定日の属する会計年度(4月1日から翌3月31日)を超えることはできない。ただし、借用を待機している自治公民館がなければ、更新の申請を行うことができる。

(使用場所)

第11条 使用場所は原則として高根沢町内とする。ただし、町外で開催される大会等へ参加する場合はこの限りでない。

(管理・返却等)

第12条 借用申請者は管理責任者を設け、貸出用具を適正に使用・手入れ・保管し、返却する際は貸出時の状態で返却しなければならない。

(貸出料金)

第13条 貸出料金は無料とする。

(禁止事項)

第14条 借用申請者は次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 貸出用具の他自治公民館への転貸
- (2) 営利目的のイベント等での使用
- (3) その他、第1条の目的に即さない行為

(紛失破損)

第15条 借用申請者において貸出用具を紛失または破損した場合は直ちに生涯学習課に報告し、その損害は原則として借用申請者の負担とする。

(事故の免責)

第16条 教育委員会は用具の貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要領は、令和6年5月1日より施行する。